

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱

制定 令和 4 年 7 月 22 日市長決裁

改正 令和 5 年 3 月 16 日市長決裁

改正 令和 7 年 3 月 7 日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の中心市街地において市民等が利用可能かつ適切な分煙環境が確保された喫煙所（以下「分煙施設」という。）を新たに設置する建築物の所有者等に対し、その費用の一部を市が助成することにより、路上喫煙及び吸い殻の散乱を防止し、市民等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって望まない受動喫煙のない安全で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(助成対象区域)

第2条 この要綱に基づく助成（以下「助成」という。）の対象となる分煙施設の設置区域（以下「対象区域」という。）は、別表第1のとおりとする。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 対象区域内の土地を所有し、又は使用している者
- (2) 対象区域内の建物を所有し、又は使用している者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項に定めるもののほか、助成対象者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がない者であること（新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいる者を除く）
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て等により事業の継続性について不確実な状況にないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散しているものとみなされていないこと。
- (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(助成対象となる分煙施設)

第4条 助成の対象となる分煙施設は、別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

(助成の対象経費)

第5条 助成の対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 分煙施設の設置に係る工事及び設計等の費用

- (2) 給排気設備の整備費用
- (3) 空気清浄機、灰皿等の機器及び備品等の購入費用
- (4) その他分煙施設の整備を行うために市長が必要と認めた費用
(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第3に定める額を予算の範囲内で交付する。

- 2 別表第3に定める額により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 市の助成を受けようとする分煙施設が、国、県等から補助金等の支援を受け又は受けようとしている場合は、助成対象経費から当該補助金等の額を控除した額に基づき助成金の額を算出する。

(申込み)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に分煙施設設置予定場所が分かる資料を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、分煙施設が市民等に広く利用しやすく、ポイ捨て防止等の効果が期待される場所に設置されようとしているかどうかを調査し、その結果を審査した上で助成対象者を決定し、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成対象者決定通知書（様式第2号）により申込書提出者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する審査及び決定は、次に掲げる優先順位を踏まえて行うものとする。

- (1) 撤去した公設灰皿設置場所の代替施設となるもの
- (2) 路上禁煙区域（上通、下通及び新市街）に隣接して設置するもの
- (3) 通称並木坂、銀座通り、シャワー通り又はワシントン通りに隣接して設置するもの
- (4) 前2号に掲げる各通りの周辺に設置するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象区域内に設置するもの

- 3 市長は、前2項の規定により助成対象者とならなかった申込書提出者を補欠として決定することができる。補欠を決定したときは、補欠順位を付して熊本市中心市街地分煙施設設置費助成対象者補欠決定通知書（様式第3号）により申込書提出者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 前条第2項により助成対象者となった申請者は、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならないものとする。

- 2 分煙施設の設置に係る経費の助成の回数は、次に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる取扱いとするものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 屋内に設置する場合 建築物1棟につき1回（同一建築物内において、複数の分煙施設の設置に係る申請を同時に行うときは、これらを1つの申請とみなす。）

- (2) 屋外に設置する場合 1敷地につき1回（同一敷地内において、複数の分煙施設の設置に係る申請を同時に行うときは、これらを1つの申請とみなす。）
- (3) 前2号を同時に満たす場合 1敷地につき1回（同一敷地内において、複数の分煙施設の設置に係る申請を同時に行うときは、これらを1つの申請とみなす。）
- 3 第1項の規定による申請を行うことができる期間は、設置に係る作業の着手前までとする。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは当該申請書に係る審査を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、助成金の交付が適当ではないと認めるときは、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金不交付決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により助成金を交付する旨の決定を行うに当たり、受動喫煙防止対策の適正な実施その他助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定により申請された内容に条件を付することができる。

（変更の申請）

第10条 前条第1項の規定により交付決定通知書を交付された者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書の内容を変更しようとする場合は、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第7号。以下「変更承認申請書」という。）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微なものと市長が認めるものについてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受けたときは当該申請書の内容を審査し、承認の決定をしたときは熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定内容変更承認通知書（様式第8号。以下「変更承認通知書」という。）を、不承認の決定をしたときは熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定内容変更不承認通知書（様式第9号。以下「変更不承認通知書」という。）を、それぞれ交付決定者に交付するものとする。

（中止の届出）

第11条 交付決定者は、交付決定通知書及び変更承認通知書（以下「交付決定通知書等」という。）に係る設置の工事（以下「設置工事」という。）を中止しようとするときは、速やかに熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業中止届（様式第10号）を市長に提出しなければならないものとする。

（事故報告）

第12条 交付決定者は、設置工事が当初の予定期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、市長

の指示を受けるものとする。

(状況報告)

第13条 交付決定者は、設置工事の適正な執行を図るため、市長が設置工事の遂行状況の報告を求めたときは、速やかに応じるものとする。

(設置工事遂行の指導)

第14条 市長は、交付決定者がこの要綱に基づき提出する報告書の内容及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、設置工事が交付決定通知書等に係る内容及び条件に従って遂行されていないと認めたときは、交付決定者に対し、当該内容及び条件に従って設置工事を遂行するよう指導するものとする。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、市長が定める日までに熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 設置工事に係る領収書の写し
- (2) 設置工事に係る経費の内訳が分かる書類
- (3) 設置工事に係る分煙施設の場所、仕様、換気扇等の設備、備品等の詳細を確認できる写真（設置工事の終了後、速やかに撮影したもの）
- (4) 設置工事に係る分煙施設の床面積が分かる書類
- (5) 助成金交付申請書で計画した施工内容と実際に施工した内容が相違ないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合において、実績報告書の内容及び必要に応じて行う現地調査等の内容に基づき、当該実績報告書に係る設置工事の内容が交付決定通知書等に係る内容及び条件に適合するか等について審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付額確定通知書（様式第13号。以下「交付額確定通知書」という。）を当該実績報告書に係る交付決定者に交付する。

(是正の指導)

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、適合しないと認めたときは、交付決定者に対し、当該交付決定者に係る設置工事の内容が交付決定通知書等に係る内容及び条件に適合するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

(助成金の交付等)

第18条 交付決定者は、第16条の規定により交付額確定通知書を交付されたときは、速やかに熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 3 市長は、助成金の交付の後、当該交付に係る分煙施設の名称、所在地及び利用可能時間を公表するものとする。
- 4 交付決定者は、第2項の規定による助成金の交付を受けたときは、当該交付に係る分煙施設に対する苦情等について自らの責任において対応するものとする。

(分煙施設の廃止)

第19条 交付決定者は、助成金の交付を受けた分煙施設を廃止する場合は、当該廃止の日の30日前(当該日が熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日後の直近の休日でない日)までに、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業廃止届(様式第10号)を市長に提出しなければならないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定者が第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。
 - (3) 分煙施設が第4条の要件を欠くことになったとき。
 - (4) 交付決定者が第10条第2項の規定により変更不承認通知書の交付を受けたにもかかわらず、当該変更不承認通知書に係る変更承認申請書の内容を履行したとき。
 - (5) 交付決定者が分煙施設の設置工事を中止したとき。
 - (6) 交付決定者が第14条に規定する指導に従わなかったとき。
 - (7) 交付決定者が第17条に規定する指導に従わなかったとき。
 - (8) 交付決定者が助成金の交付を受けた分煙施設の供用を開始した日から起算して、5年を経過する日までの間に当該分煙施設を廃止したとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、交付決定通知書等に係る内容及び条件を遵守せず、又は法令上の義務を履行しないとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消したときは、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定取消通知書(様式第15号)を当該取消しに係る交付決定者に交付する。

(助成金の返還)

第21条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付に係る決定を取り消した場合において、当該取消しに係る内容について本来交付すべき助成金額を超えて助成金を交付しているときは、期限を定めて、当該超過額の返還を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付決定者が助成金の交付を受けた分煙施設の供用を開始した日から起算して、5年を経過する日までの間に当該分煙施設を廃止した場合

には、別表第5により算出した額の返還を請求することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、同項の規定による返還額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(違約加算金)

第22条 交付決定者は、前条第1項又は第2項の規定による返還請求（以下「返還請求」という。）を受けたときは、当該返還請求に係る助成金の交付を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第1項に規定する割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならないものとする。

(延滞金)

第23条 交付決定者は、返還請求を受けたにもかかわらず、当該返還請求に係る納付額を納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならないものとする。

(財産処分の制限)

第24条 交付決定者は、助成金の交付に係る分煙施設を当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないものとする。

(調査等)

第25条 市長は、この要綱による助成金の交付を受けようとする者又は助成金の交付を受けた者に対し、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4年 7月 22日から施行する。

附 則

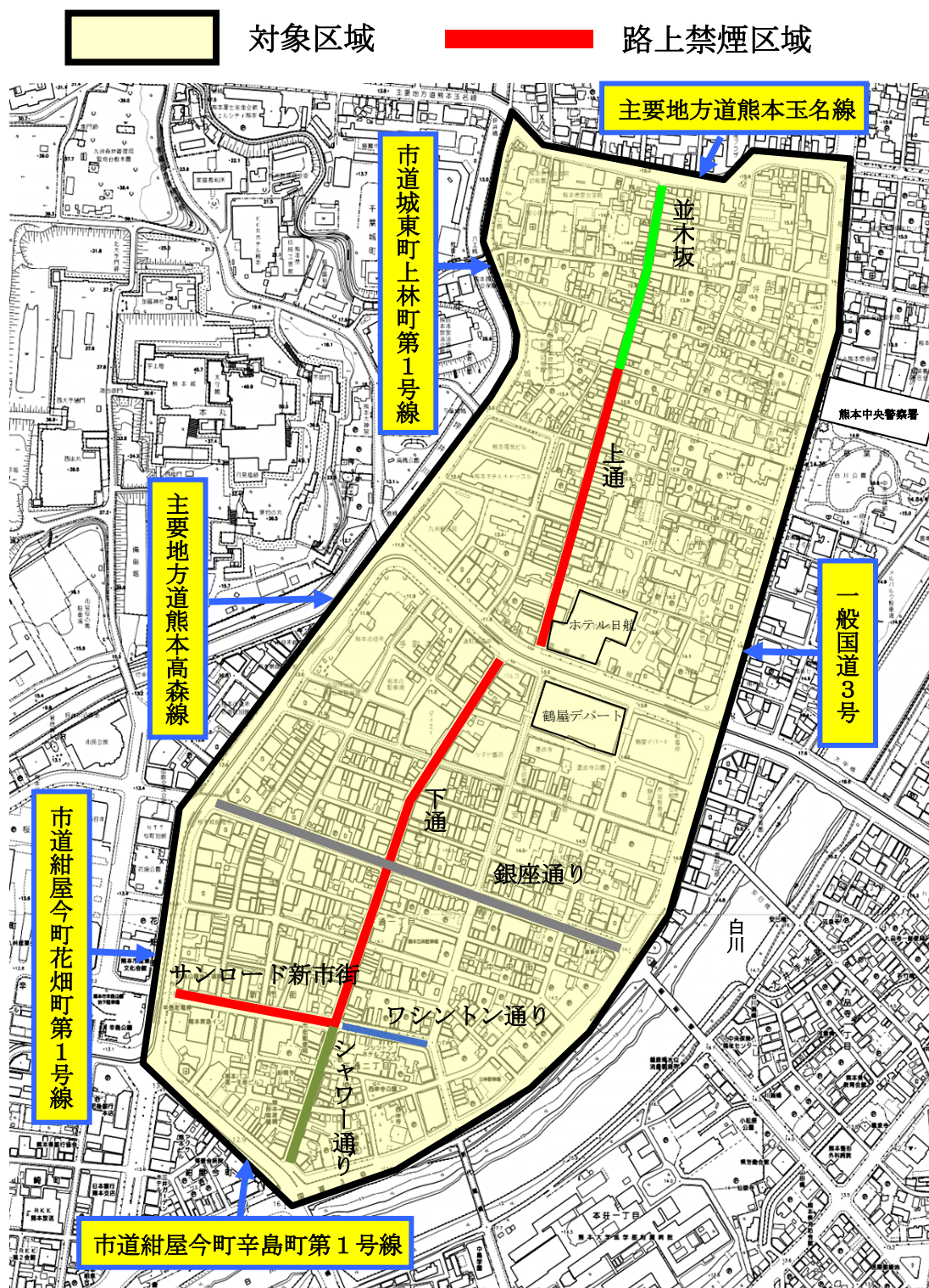
この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成対象区域



別表第2（第4条関係）

分煙施設の設置の要件

1 屋内・屋外分煙施設の共通事項

- (1) 分煙施設の設置場所が対象区域内にあること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号に定める第一種施設に該当しないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（第1項第4号を除く）及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではないこと。
- (4) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年10月17日条例第58号）第2条に規定する風俗案内業を営む施設に設置するものではないこと。
- (5) 分煙施設（同一建築物内又は同一敷地内において、複数の分煙施設の設置に係る申請を同時に行う場合にあっては、いずれか1つの分煙施設）は、灰皿等を設置した後車椅子が転回することができる広さがあり、かつ、その床面積が2.25平方メートル以上であること。
- (6) 概ね1日8時間以上、週5日以上、分煙施設を運営すること。
- (7) 当該施設の閉館時間等により立ち入ることのできない場合を除き、誰もが利用できる場所であること。
- (8) 無料で利用できること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- (9) 分煙施設の出入口に、当該場所が喫煙可能場所であり、20歳未満の者は立ち入りができない旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。
- (10) 分煙施設の名称、所在地及び利用可能時間について広く一般に周知することができる状態にあること。
- (11) 市長が特に必要と認める場合を除き、助成金の交付を受けた分煙施設の供用を開始した日から起算して、5年間は当該分煙施設を継続して運営すること。
- (12) 健康増進法の一部を改正する法律、建築基準法、消防法その他関係法令等で規定する基準を満たしたものであること。
- (13) ユニバーサルデザインを取り入れた施設であること。
- (14) 公序良俗に反しないこと。
- (15) 分煙施設の設置について、あらかじめ近隣の商店会等に周知すること。

2 屋内分煙施設の要件

- (1) 給気のために必要な開口部（「がらり¹」や「アンダーカット²」を含む。）を除

¹ がらり：ドアや窓、壁に取り付ける換気口で、幅の狭い羽根板をブラインド状に平行に連続して取り付けしたもの。

² アンダーカット：室内への風通しを目的に扉、壁などの下部等に設けた開口のこと。

き、たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、たばこの煙を通さない材質である壁、天井等によって区画されており、専ら喫煙のために利用される室であること。

- (2) 給排気設備を設けるなどにより、屋外排気とすること。
- (3) 出入口に扉を設置し、常時開放しないこと。
- (4) 境界部における非喫煙区域から分煙施設に向かう気流を確保（分煙施設の入口において、分煙施設内に向かう風速が毎秒0.2メートル以上）し、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること。

3 屋外分煙施設の要件

- (1) 当該分煙施設の付近を通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナやパーテーションで非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。
- (2) 建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること。
- (3) コンテナ型については、排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること。
- (4) コンテナ型については、給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること。
- (5) パーテーション型については、壁が一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること。
- (6) パーテーション型については、出入口に方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）。
- (7) パーテーション型については、四方の壁の下に給気用の隙間（10～20cm程度）があること。

別表第3（第6条関係）

1 回当たりの上限額		助成率
屋内分煙施設の整備	10, 000千円	10／10
屋外分煙施設の整備		
① 屋外分煙施設 (コンテナ型)	10, 000千円	
② 屋外分煙施設 (パーテーション型)	6, 000千円	

※ 同一建築物内又は同一敷地内において、複数の分煙施設の設置に係る申請を同時に行う場合にあっては、これらのうち上限額の最も高い分煙施設の整備に係る上限額を適用するものとする。

別表第 4（第 8 条関係）

交付申請書に添付する書類

- (1) 分煙施設設置・運営計画書（様式第 4 号の 2）
- (2) 分煙施設の設置を行おうとする土地又は建物の所有者にあっては、発行後 3 か月以内の登記事項証明書 ※新築物件については要協議
- (3) 分煙施設の設置を行おうとする土地又は建物の全部又は一部の使用者にあっては賃貸契約書の写し ※新築物件については要協議
- (4) 分煙施設の設置を行おうとする場所の周辺の地図
- (5) 分煙施設の図面（分煙施設の場所、面積、仕様、換気扇等の設備及び排気先の位置等が分かるもの）
- (6) 分煙施設の設置に係る経費の見積書の写し
- (7) 土地の全部又は一部の使用者にあっては、分煙施設の設置についての当該土地の所有者の同意を確認できるもの
- (8) 建物の全部又は一部の使用者にあっては、分煙施設の設置についての当該建物の所有者の同意を確認できるもの
- (9) 区分所有者にあっては、分煙施設の設置に係る施設の他の区分所有者の同意を確認できるもの
- (10) 誓約書（様式第 4 号の 3）
- (11) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式第 4 号の 4）
- (12) 市税滞納有無調査承諾書
- (13) その他市長が必要と認める書類

別表第 5（第 2 1 条関係）

1 屋内分煙施設及び屋外分煙施設（コンテナ型・パーテーション型）

経過期間	返還割合
4 年以上 5 年未満	助成金の 5 分の 1
3 年以上 4 年未満	助成金の 5 分の 2
2 年以上 3 年未満	助成金の 5 分の 3
1 年以上 2 年未満	助成金の 5 分の 4
1 年未満	助成金の全額

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所（所在地）

（法人又は団体名）

氏名（代表者名）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業申込書

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 7 条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、申し込みます。

記

1 設置予定時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 分煙施設の設置予定場所、事業予定額、助成金申請予定額等

(1) 設置予定場所

所在地 _____

名称 _____

(2) 設置予定場所の土地（又は建物）の所有者

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

設置者との関係 _____

(3) 事業予定額 _____ 円

(4) 助成金申請予定額 _____ 円

様式第2号（第7条関係）

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成対象者決定通知書

年 月 日付けで申請があった熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業に係る申込みについて、下記のとおり助成対象者として決定しましたので通知します。

記

1 分煙施設の設置予定場所

(1) 所在地 _____

(2) 名称 _____

2 注意事項

- (1) 本通知書は、交付決定者となることを確約するものではありません。
- (2) 助成金の交付決定前に工事契約や設置に係る作業に着手すると、助成が受けられません。

様式第3号（第7条関係）

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成対象者補欠決定通知書

年 月 日付けで申請があった熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業に係る申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補欠順位 第 位

2 分煙施設の設置予定場所

(1) 所在地 _____

(2) 名称 _____

3 注意事項

- (1) 本通知書は、助成対象者となることを確約するものではありません。
- (2) 通知書による補欠としての権利の有効期限は、この決定の年の12月28日までです。
- (3) 助成金の交付決定前に工事契約や設置に係る作業に着手すると、補欠としての権利を失います。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所（所在地）

（法人又は団体名）

氏名（代表者名）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付申請書

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 8 条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

区分	☐ 屋内分煙施設 ☐ 屋外分煙施設（コンテナ型） ☐ 屋外分煙施設（パーテーション型）	
設置場所		
分煙施設の名称		
設置階及び床面積	階	m ² （壁の内側（内 のり）の床面積）
経費配分	総事業経費	
	助成対象経費	
	交付申請額 (1,000 円未満切り捨て)	

年 月 日

分煙施設設置・運営計画書

申請者	住所 (所在地)	
	(法人又は団体名)	
	氏名 (代表者名)	
	業種	
	担当者	
	電話番号	

区分	☐ 屋内分煙施設 ☐ 屋外分煙施設（コンテナ型） ☐ 屋外分煙施設（パーテーション型）		
設置場所			
分煙施設の名称			
設置階及び床面積	階	㎡（壁の内側（内 のり）の床面積）	
推定利用人数	人	(参考) 1人当たりの 床面積㎡/人	1.2 ㎡/人
設置場所の所有形態	☐ 所有 ☐ 賃貸 ☐ その他（ ）		
工事着手予定日	年 月 日		
工事完了予定日	年 月 日		
工事概要			
付帯設備			
管理形態 (保守点検・清掃頻度)			
運営日	☐ 全日 ☐ その他（ ）		
運営時間	☐ 24時間 ☐ その他（ 時 分～ 時 分）		

※複数申請の場合は、施設ごとに記載してください。

様式第4号の3（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

熊本市長 様

住所

法人又は団体名

代表者氏名

（☐当社（法人の場合）
☐当団体（団体の場合））は、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金の交付申請を行うにあたり、下記事項を守ることを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、助成金の交付を受けられないこと又は助成金の交付の決定若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

☐市税の滞納はありません。

☐民事再生法及び会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立て等により事業の継続性について不確実な状況にありません。

☐会社法の規定により休眠会社として解散しているものとみなされていません。

☐風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（第1項第4号を除く）及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではありません。

☐熊本県風俗案内業の規制に関する条例第2条に規定する風俗案内業を営む施設に設置するものではありません。

☐助成金交付の日から5年間は当該分煙施設を継続して運営します。

☐助成事業の完了後、5年以内に分煙施設を廃止する場合は、経過期間に応じて計算された金額を市に返還することを承知しています。

☐分煙施設の設置及び運用にあたっては、健康増進法の一部を改正する法律を遵守し、公序良俗に反しません。

☐建築基準法、消防法その他関係法令に係る必要な手続きを済ませています（手続きが不要な場合も☑を）。

☐分煙施設の設置について、あらかじめ近隣の商店会等に周知しています。

☐虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。

様式第4号の3（第8条関係）

誓約書

年 月 日

熊本市長 様

住所

氏名

私は、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金の交付申請を行うにあたり、下記事項を守ることを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、助成金の交付を受けられないこと又は助成金の交付の決定若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

☐市税の滞納はありません。

☐風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（第1項第4号を除く）及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではありません。

☐熊本県風俗案内業の規制に関する条例第2条に規定する風俗案内業を営む施設に設置するものではありません。

☐助成金交付の日から5年間は当該分煙施設を継続して運営します。

☐助成事業の完了後、5年以内に分煙施設を廃止する場合は、経過期間に応じて計算された金額を市に返還することを承知しています。

☐分煙施設の設置及び運用にあたっては、健康増進法の一部を改正する法律を遵守し、公序良俗に反しません。

☐建築基準法、消防法その他関係法令に係る必要な手続きを済ませています（手続きが不要な場合も☑を）。

☐分煙施設の設置について、あらかじめ近隣の商店会等に周知しています。

☐虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。

様式第 4 号の 4（第 8 条関係）

暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

熊本市長 様

住所
法人又は団体名
代表者氏名

☐ 当社（法人の場合）

☐ 当団体（団体の場合）

の代表者、役員等は、熊本市暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、下記役員名簿に記載の個人情報に基づき熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、（☐ 当社 ☐ 当団体）の責任により当該個人の同意を得ています。

役員等名簿

役職	フリガナ 氏名	住所	生年月日	性別

* 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成 2 4 年規則第 2 8 号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

様式第4号の4（第8条関係）

暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

熊本市長 様

住所

氏名

私は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、下記名簿に記載の個人情報に基づき熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて同意します。

名簿

フリガナ 氏名	住所	生年月日	性別

*暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

*暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

担当課

健康づくり推進課

市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市の（中心市街地分煙施設設置費助成金交付申請）に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について、下記のとおり内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 所在地又は住所

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者職氏名

印

電話番号

納税課確認欄

申請者 1. 滞納なし

2. 滞納あり 市民税（特別・普通） ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他（ ）

3. 滞納あり （分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった助成金について、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

設置場所	熊本市		
分煙施設の名称			
分煙施設の種別	1 屋内分煙施設 2 屋外分煙施設（コンテナ型） 3 屋外分煙施設（パーテーション型）		
分煙施設の面積	m ²	分煙施設の定員	人
助成金交付決定額	円		
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日		
助成金交付のための 確認・承諾要件	1 助成金額は、工事完了後の実績により確定します。 2 運用開始後、5 年間は継続して運営すること。 3 以下の場合、助成金の交付を取り消し、返還を求めることがあります。 (1) 偽りその他不正手段により助成金の交付を受けたとき。 (2) 助成金を他の用途に使用したとき。 (3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。 4 助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければなりません。また納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければなりません。		

様式第 6 号（第 9 条関係）

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった助成金について、熊本市中心市街地分煙施設
設置費助成要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり不交付を決定しましたので通知しま
す。

記

（理由）

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所（所在地）

（法人又は団体名）

氏名（代表者名）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付け、健推発第 号で交付決定を受けた熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金について、交付決定を受けた内容の下記のとおり変更したいので、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

設置場所	熊本市
分煙施設の名称	
助成金交付決定額	円
変更理由	
変更年月日	
変更事項	
変更後の 助成金交付申請額	円
添付書類	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定内容変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請があった助成金について、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

変更年月日	
変更事項	
変更後の 助成金交付申請額	円

様式第9号（第10条関係）

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付決定内容変更不承認通知書

年 月 日付けで申請があった助成金について、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり不承認と決定しましたので通知します。

記

（理由）

様式第10号（第11条・第19条関係）

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所（所在地）

（法人又は団体名）

氏名（代表者名）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業（中止・廃止）届

年 月 日付け、健推発第 号で交付決定を受けた熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業について、下記のとおり（中止・廃止）したいので、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱（第11条・第19条）の規定により（中止・廃止）届を提出します。

記

1 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
廃止予定年月日 年 月 日

2 （中止・廃止）の理由

様式第 11 号（第 15 条関係）

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所（所在地）

（法人又は団体名）

氏名（代表者名）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業実績報告書

年 月 日付け、健推発第 号で交付決定を受けた 年度熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業について、設置工事が完了したので、熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 15 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 事業報告書（様式第 12 号）
- 2 分煙施設の図面（既に提出したもので内容に変更がない場合不要）
- 3 分煙施設の全景及び主要な部分の写真
- 4 請求書及び請求内訳、領収書の写し

事業報告書

事業者等の名称：

1 工事期間	年 月 日 から 年 月 日まで												
2 供用開始日	年 月 日												
3 事業の 具体的な内容	① 分煙施設の区分 ☐屋内分煙施設 ☐屋外分煙施設（コンテナ型） ☐屋外分煙施設（パーテーション型） ② 分煙施設の設置場所 ③ 面積及び定員 面 積 m²・定 員 名 ④ 設置場所の所有形態 ☐所有 ☐使用（賃貸） ☐その他（ ） ⑤ 附属物・備品 ⑥ 管理の形態（吸殻の処理方法・清掃委託の有無等） ⑦ 運営日数・時間 日・月・火・水・木・金・土・祝日 時 分 から 時 分 まで （その他休業日： ）												
4 事業に要した経費 内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th><th>うち助成対象経費 （申請額）(a)</th><th>その他助成額 (b)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">円</td><td style="text-align: right;">円</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </tbody> </table> 《市助成額の積算（千円未満切捨）》 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>{(a) - (b)} × 10 / 10</td><td style="text-align: right;">円(c)</td></tr> <tr> <td>助成の限度額</td><td style="text-align: right;">円(d)</td></tr> </tbody> </table> (c)(d)いずれか低い方が市助成額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市助成額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </tbody> </table>	総事業費	うち助成対象経費 （申請額）(a)	その他助成額 (b)	円	円	円	{(a) - (b)} × 10 / 10	円(c)	助成の限度額	円(d)	市助成額	円
総事業費	うち助成対象経費 （申請額）(a)	その他助成額 (b)											
円	円	円											
{(a) - (b)} × 10 / 10	円(c)												
助成の限度額	円(d)												
市助成額	円												

様式第 13 号（第 16 条関係）

健推発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請があった助成金については、年 月 日付けで提出のあった熊本市中心市街地分煙施設設置費助成事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので熊本市中心市街地分煙施設設置費助成要綱第 16 条の規定により通知します。

記

1 助成金交付額（確定額） 金 _____ 円

2 助成金交付条件

3 注意事項

- (1) 運用開始後、5 年間は継続して運営すること。
- (2) 以下の場合、助成金の交付を取り消し、返還を求めることがあります。
 - ① 偽りその他不正手段により助成金の交付を受けたとき。
 - ② 助成金を他の用途に使用したとき。
 - ③ その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (3) 助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければなりません。また納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければなりません。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所（所在地）

（法人又は団体名）

氏名（代表者名）

熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金交付請求書

年 月 日付け、健推発第 号で通知のあった、 年度熊本市中心市街地分煙施設設置費助成金として下記の金額を請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込口座

金融機関等名称		支店等名称	
預 金 種 目	(普通 ・ 当座) ※いずれかに○を付けてください		
口 座 番 号		※右づめで記入してください	
口 座 名 義 (漢字)			
(カタカナ)			

第 号
年 月 日

熊本市長 大西 一史

年 月 日付け、健推発第 号で交付決定した標記助成事業について、
下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、熊本市中心市街地分煙施設設置費
助成要綱第20条の規定により通知します。

1 補助金の額 金 円

31